

## 令和4年度第1回鹿児島県男女共同参画審議会の会議結果の概要

開催日時	令和4年5月30日(月)午前10時00分から正午まで		
開催場所	県庁6階 大会議室		
出席委員	池田みすず, 石田裕子, 石走知子, 上塘正人, 川畑貴胤, 越塩俊介, 木場由美子, 下古立浩, 武隈晃, たもつゆかり, 遠矢寿子, 長利京美, 藤原奈美, 森田啓子, 山下春洋 (計15人)		
公開・非公開の別	公開	傍聴者数	0人
問い合わせ先	男女共同参画局 男女共同参画室 (直通電話: 099-286-2634)		
<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第3次県男女共同参画基本計画の実施状況について</p> <p>(2) 関連施策・事業の実施状況について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 第3次県男女共同参画基本計画の中間評価(到達状況評価)について</p> <p>(2) 専門部会の設置等について</p>			
<p>3 会議の概要</p> <p>(1) 報告事項について</p> <p>① 第3次県男女共同参画基本計画の実施状況等について, 事務局から報告し, 委員から了承を得た。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員からの意見は特になし。</p> <p>(2) 協議事項について</p> <p>① 第3次県男女共同参画基本計画の中間評価(到達状況評価)に関する専門部会での検討結果等について部会長から報告を行い, 中間評価(到達状況評価)報告書(案)について事務局から具体的内容の説明を行った。委員から, 概ね了承を得た。</p> <p>主な質問, 意見は次のとおり</p> <p>ア 全庁的に「男女共同参画の視点」は浸透してきた。次回からは, 各事業所管課がどういう配慮を講じてきたか見ると更に良いのではないかと。評価のやりとりを深化させ, 「男女共同参画の視点」の浸透に注力してほしい。</p> <p>イ 子どもたちは将来, 男女ともに労働者であり生活者として生きていかねばならない。本県では, 女性が働くことは権利の問題という認識が低いように思われるので, 次期計画ではキャリア教育, 主権者教育, 性教育を包括的に人権教育とする教育の在り方を検討する必要がある。</p> <p>ウ 戦略的取組においては資源の集中を図るべきである。「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組」など戦略的取組は, 目的に応じた形で実施され, 成果を上げるため, 取組を更に加速させる必要がある。</p> <p>エ DVの相談件数が増加傾向にあることはアナウンスメント効果によりDVが顕在化したという見方もできるが, 一方でどこにも, 誰にも相談していない人の割合が高止まりであることや, 被害者が相談の場に繋がっていないことが課題である。看護師や保健師, 社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職の方に「男女共同参画の視点」を持って相談に対応いただきたい。また, 美容院や飲食店の方々々がゲートキーパーとなり, 相談窓口につなげていただく仕組みづくりを構築できればよい。</p>			

オ 共働き世帯であっても、家事は女性の役割と思われている。近年は男性も育児休暇を取得するようになってきたことは喜ばしいことである。女性が出産後も継続して働けるような社会の仕組みづくりをしていただきたい。

カ 現在、不妊治療経験者の16%が仕事と不妊治療の両立が困難となり、やむを得ず離職している状況にあるため、仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりが求められる。

また、産後うつが深刻な問題となっており、妊産婦死亡の理由は産後うつの割合が高い。産後はパートナーのサポートが必要なため、男性の育児参加は重要である。

キ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに携わる保健師や助産師等については取組がなされているが、県民のリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を浸透させることが課題である。

- ② 第4次県男女共同参画基本計画策定に係る専門部会の設置について委員から了承を得た。また、部会長に武隈委員，委員に石田委員，下古立委員，たもつ委員，藤原委員が選任された。